

国税庁におけるアルコール関連施策について

① 「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」

「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」（以下「表示基準」という。）において、酒類製造業者又は酒類販売業者は、酒類の容器又は包装に「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨、酒類の陳列場所に「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示しなければならないとしている（別添1）。

② 酒類販売管理者の選任

酒類小売業者は、酒類販売場ごとに「酒類販売管理者」を選任し、当該販売管理者が酒類の販売業務に従事する使用人等に対して、表示基準をはじめとした酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守するよう助言又は指導を行わせなければならないとされている。また、酒類小売業者は、酒類販売管理者に、酒類の販売業務に関する法令に係る研修を受けさせるよう努めなければならないとされている（別添2）。

③ 酒類販売管理調査の実施

表示基準の遵守状況、酒類販売管理者の選任状況などを確認するため、酒類小売販売場の調査を実施し、表示や酒類販売管理者の選任が適切に行われていない場合は是正するよう指導している。

※ 表示基準の遵守状況等については、酒類販売管理協力員等を通じて情報収集に努めている。

④ 酒類自動販売機の撤去等

酒類販売業者に対して、酒類自動販売機の撤去を指導するとともに、やむを得ず酒類自動販売機を設置する酒類販売業者に対しては、改良型機（購入者の年齢を確認できるよう改良された酒類自動販売機）を設置し、適切な管理を行うよう指導している（別添3）。

⑤ 広報啓発活動

「未成年者飲酒防止強調月間」（毎年4月）を設け、アルコールと健康等に関する正しい知識の普及を図るためパンフレットやポスターの作成・配付を行うなど、関係府省庁及び各業界団体と連携して全国的な広報啓発活動を行っている（別添4）。

⑥ 酒類業界の自主的な取組に対する支援

全国小売酒販組合中央会が実施する「未成年者飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」やビール酒造組合が実施する「未成年者飲酒防止ポスター、スローガン、学校賞募集キャンペーン」などを支援している。また、酒類の広告・宣伝及び酒類容器の表示に関する自主基準の制定・遵守などの取組に対して助言等を行っている。

⑦ アルコール関連問題啓発週間における取組

アルコール関連問題啓発週間に当たり、関係団体に対して、アルコール関連問題の広報啓発を図るよう依頼している。

未成年者の飲酒防止に関する表示基準

「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」（平成元年国税庁告示第9号）は、アルコール飲料としての酒類の特性に鑑み、未成年者の飲酒防止のための対応が必要とされたため、中央酒類審議会の答申を受け、平成元年11月に定められ、平成2年4月から適用されました。

平成元年の制定時においては、酒類の自動販売機に対する表示について定められたものですが、平成6年10月の中央酒類審議会報告「アルコール飲料としての酒類の販売等の在り方について（中間報告）」等において、個々の事業者の判断により自主的に行われてきた酒類容器への未成年者飲酒防止の注意表示を全酒類に拡大すべきとの提言があったことから、中央酒類審議会の答申を受け、平成9年2月に基準の一部が改正（平成9年国税庁告示第3号）されました（平成9年7月から適用）。

酒類小売業免許に係る規制緩和の進展に伴い、多様な業種・業態の者の参入が進み、酒類と他の商品を同じ販売場内で販売するケースが増えるなど、酒類へのアクセス機会が増加してきており、酒類小売業者に対する酒類の適正な販売管理に対する社会的な要請が高まっていることを踏まえ、未成年者飲酒防止をはじめとする酒類の適正な販売管理の確保を図るため、平成15年6月に基準の一部が改正（平成15年国税庁告示第4号）され、平成15年9月1日から適用されました。

酒類の陳列場所の表示については、未成年者の酒類へのアクセスを未然に防止するため、より説得力・実効性のある表示とする表示基準の改正（平成17年国税庁告示第22号）が行われ、平成17年10月1日から適用されました。

未成年者の飲酒防止に関する表示基準（概要）

1 酒類の容器等に対する表示

- (1) 酒類の容器又は包装には、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示しなければなりません。
- (2) (1)の表示は、容器等の見やすい所に、6ポイントの活字以上（容量360ml以下の場合は5.5ポイント以上）の大きさの統一のとれた日本語で、明瞭に表示しなければなりません。

なお、①専ら酒場、料理店等に対する引渡しに用いられるもの、②内容量が50ml以下のもの、③調味料として用いられること又は薬用であることが明らかな酒類の容器等については、当該表示を省略することができます。

2 酒類の陳列場所における表示

- (1) 酒類小売販売場においては、酒類の陳列場所の見やすい箇所に、「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示しなければなりません。
- (2) (1)の表示は、酒類の陳列場所に、100ポイントの活字以上の大きさの日本語で明瞭に表示しなければなりません。

3 酒類の自動販売機に対する表示

酒類の自動販売機には、次の事項を自動販売機の前面の見やすい所に、統一のとれた日本語で夜間でも判読できるよう明瞭に表示しなければなりません。

- (1) 未成年者の飲酒は法律で禁止されている旨（57ポイントの活字以上の大きさのゴシック体）
- (2) 免許者の氏名又は名称、酒類販売管理者の氏名、並びに連絡先の所在地及び電話番号（20ポイントの活字以上の大きさ）
- (3) 販売停止時間（42ポイントの活字以上の大きさのゴシック体）
「午後11時から翌日午前5時まで販売を停止している」旨

4 酒類の通信販売における表示

酒類小売販売場において酒類の通信販売を行う場合には、次の事項を10ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた日本語で表示しなければなりません。

- (1) 酒類に関する広告又はカタログ等（インターネット等によるものを含みます。）
「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」又は「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨
- (2) 酒類の購入申込者が記載する申込書等の書類（インターネット等により申込みを受ける場合には申込みに関する画面）
申込者の年齢記載欄を設けた上で、その近接する場所に「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」又は「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨
- (3) 酒類の購入者に交付する納品書等の書類（インターネット等による通知を含みます。）
「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨

出所：酒のしおり（平成26年3月）

酒類は、致酔性などの特性を有する飲料であることから、酒類小売業者に対しては、未成年者飲酒防止をはじめとした酒類の販売管理に対する社会的要請が高まっています。こうしたことを背景として、平成 15 年 5 月に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部が改正され、平成 15 年 9 月から適用されています。

1 酒類販売管理者の選任・届出書の提出

酒類小売業者は、酒類の小売販売場（以下「販売場」といいます。）における酒類の適正な販売管理の確保を図るため、販売場ごとに、酒類小売業者については酒類の販売業免許を受けた後遅滞なく、酒類の製造業者又は酒類卸売業者であって酒類の小売販売を行う者については酒類の販売を開始するときまでに酒類販売管理者を選任しなければなりません。

なお、酒類販売管理者を選任したときは、2 週間以内に「酒類販売管理者選任届出書」を所轄の税務署に提出しなければなりません。

2 酒類販売管理者の役割

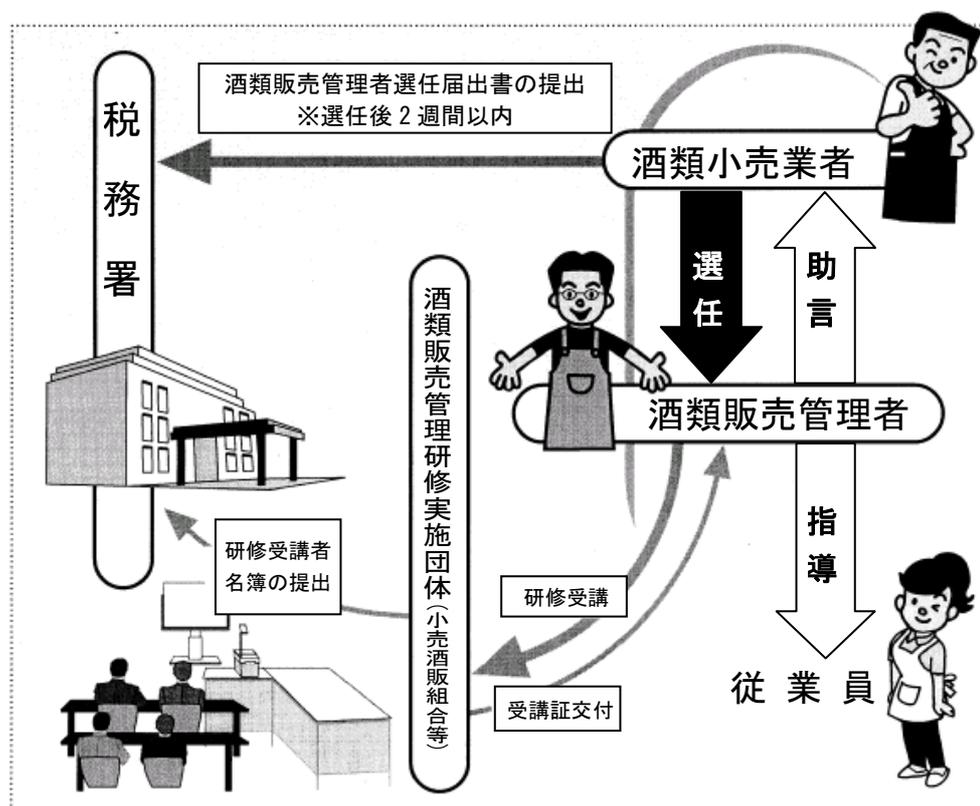
酒類販売管理者は、その選任された販売場において酒類の販売業務に関し法令を遵守した業務が行われるよう酒類小売業者に助言し、あるいは酒類の販売業務に従事する従業員等に対して指導を行います。

3 酒類販売管理研修の受講

酒類小売業者は、酒類販売管理者を選任したときは、3 ヶ月以内に酒類販売管理研修を受講させるよう努めなければなりません。

(注) 酒類販売管理研修は、致酔性などを有する酒類の特性や酒類小売業者が遵守すべき関係法令の知識の向上を図ることにより、酒類販売管理者の資質を高め、販売場における酒類の適正な販売管理の確保についてより実効性を高めることを目的として実施されるものです。

(参考) 酒類販売管理者制度のスキーム図



出所：酒のしおり（平成 26 年 3 月）

平成26年4月1日現在の酒類自動販売機の設置状況

	撤廃決議直後の設置台数 (H8.3.31現在)	設置台数(従来型)						撤廃予定等の台数を勘案した場合の		改良型酒類自動販売機の設置状況	
		(A)	(B)	残存率(C) (B)÷(A)	撤廃予定の状況				設置台数(H)		残存率(I)
					撤廃予定(D)	改良予定(E)	稼働していない(F)	計(G) (D+E+F)	(B-G)		(H)÷(A)
台	台	%	台	台	台	台	台	台	%	台	
全 国 計	185,829	4,577	2.5	256	430	316	1,002	3,575	1.9	16,612	
札幌国税局管内	3,964	17	0.4	4	0	1	5	12	0.3	72	
仙台国税局管内	12,072	105	0.9	5	11	8	24	81	0.7	599	
関東信越国税局管内	23,057	556	2.4	33	51	34	118	438	1.9	2,164	
東京国税局管内	30,520	482	1.6	32	54	47	133	349	1.1	1,709	
金沢国税局管内	5,808	39	0.7	3	5	1	9	30	0.5	289	
名古屋国税局管内	19,707	524	2.7	27	31	36	94	430	2.2	1,556	
大阪国税局管内	41,021	1,611	3.9	84	204	71	359	1,252	3.1	5,972	
広島国税局管内	18,603	511	2.7	22	30	47	99	412	2.2	1,357	
高松国税局管内	10,640	291	2.7	18	15	39	72	219	2.1	1,259	
福岡国税局管内	11,455	231	2.0	13	18	19	50	181	1.6	869	
熊本国税局管内	8,787	210	2.4	15	11	13	39	171	1.9	765	
沖縄国税事務所管内	195	-	-	-	-	-	-	-	-	1	

(注)設置台数等は、平成26年5月31日までに提出された報告書を集計したものである。

酒類自動販売機の設置台数の推移

(単位：千台)

